

相模原市監査委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、工事監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年2月10日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 加藤 明 徳

同 寺田 弘 子

1 監査の日程

平成28年9月1日から平成29年2月9日まで

2 監査の対象及び方法

この監査は、(仮称)横山公園多目的フィールド整備工事(その1)について、計画、設計、積算、契約、施工等が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかという観点で、担当課に対し、関係書類、資料等の提出を求め、聞き取り調査を行った。また、平成29年1月11日にヒアリングによる事情聴取を行った。

なお、調査の一部を特定非営利活動法人建設技術監査センターに委託し、平成28年11月16日に工事技術調査を実施した。

3 監査対象工事概要

(仮称)横山公園多目的フィールド整備工事(その1)

(1) 施工場所 相模原市中央区横山5丁目地内

(2) 工事内容

施工済みの人工芝舗装路盤を不陸整正後、表層に透水性アスファルト舗装を施工し、人工芝を敷設する。また、フィールドに防球ネット、ベンチの設置等を行い、サッカー等の球技のほか、ニュースポーツやレクリエーション、イベントに利用できる多目的フィールドとして整備を行う。

- ・人工芝舗装 10,884 m²
- ・防球ネット - 1 支柱H = 14.9 m 21本
- ・防球ネット - 2 支柱H = 10.0 m 16本
- ・防球ネット - 3 支柱H = 6.0 m 6本
- ・ベンチ(30人掛け) 4基
- ・シェルター(5連) 2基
- ・門扉(W = 5.0 m片引戸2基、W = 6.0 m片引戸1基) 3基

(3) 担当課 環境経済局環境共生部公園課
教育局生涯学習部スポーツ課
企画財政局財務部契約課
都市建設局技術監理課

- (4) 請負業者 スポーツテクノ和広・平井工業共同企業体
- (5) 契約金額 227,124,000円
- (6) 契約方法 条件付一般競争入札
- (7) 契約期間 平成28年8月23日から平成29年3月10日まで

4 着眼点

(1) 計画

- ア 諸手続は適正に行われているか。
- イ 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。
- ウ 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。 等

(2) 設計

- ア 事業目的に適合した設計となっているか。
- イ 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- エ 工期の設定は適切に行われているか。
- オ 省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているか。
- カ 高齢者、障害者等利用者の立場に立った設計となっているか。
- キ 維持管理が容易な設計となっているか。 等

(3) 積算

- ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- イ 歩掛及び単価は適正か。
- ウ 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。 等

(4) 契約

- ア 契約の手続及び時期は適切か。
- イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か。 等

(5) 施工

- ア 工事施工計画は適切か。
- イ 設計図書どおり施工されているか。
- ウ 法令等を遵守して施工されているか。

- エ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- オ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は的確に整備されているか。
- カ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- キ 現場周辺住民等への工事災害防止対策等は適切に行われているか。
- ク 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- ケ 工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- コ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。 等

5 監査の結果

(1) 注意事項

ア 設計変更の防止について

本工事においては、平成28年10月に2回、11月に3回の設計変更が行われている。

このうち、体育器具庫前の冠水対策としての雨水排水の切り回し、電気配線撤去復旧などの工事は、平成28年2月に発生した冠水に対して、既設雨水管の管清掃を実施したものの、5月以降再び冠水したことへの対応を行うためのものである。また、多目的フィールドの周囲にある樹木の伐採及び剪定工事は、樹木の枝等の接触による防球ネットの破損を防止するためのものである。さらに、多目的フィールド内の雨水を速やかに排水するための改良工事は、平成28年8月以降に滞水が頻発したことへの対応を行うためのものである。

冠水の原因や構造物とその周辺の樹木との位置関係及び滞水が発生する可能性等について考慮した上で当初設計を行っていれば、これらの追加工事を行うための設計変更は避けられたと思われる。

設計変更及び契約変更を行う場合は、入札の適正性を確保するためにも、相模原市請負工事設計変更事務取扱要綱に定める設計変更の基本原則を遵守し、予見できない事態が発生するなど特に必要な場合又はやむを得ない場合に限り慎重に行うべきである。

今後の工事の発注に当たっては、事前調査の重要性を再認識した上で、既存構造物や樹木等も含め十分な現地確認を行うとともに、当初の設計及び積

算を適正に行い、設計金額や契約金額の積算に正確を期するよう注意する。
イ 工事関係書類の適正な作成について

本工事に携わる下請事業者の名称や施工の分担関係等を明確にするため、受注者が市に提出した建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく施工体制台帳及び施工体系図に記載誤りが多数見られた。

今後、工事の管理監督に当たっては、市は受注者から提出された書類の内容を確認する立場にあることから、工事関係書類が適正に作成されるよう、その重要性を再認識し指導監督を徹底されたい。

(2) (仮称)横山公園多目的フィールド整備工事(その1)におけるその他の計画、設計、積算、契約、施工等については、おおむね良好と認められた。

6 意見

(1) 工程管理について

コンクリート支柱の納入の遅れや受注者側の現場代理人の変更等が原因で、防球ネット建柱工事の着手が、施工計画書における計画工程表よりも10日間遅れていた。

工程管理は、定められた工期内において工程の計画と実施の管理をするもので、施工管理のなかでも重要な項目であり、今後の工事の施工に当たっては、計画工程表に基づき適切な工事の進行管理を図られたい。

(2) 悪天候時における安全対策及び安全管理への配慮について

工事の作業実施に当たっては、気象現況や天気予報を常に確認しながら行われているが、受注者から提出された施工計画書には、異常気象時の作業中止基準として悪天候の条件(「10分間の平均風速が10m/s以上」「1回の降雨量が50mm以上」など)が記載されていた。今後は、施工計画書に記載される安全管理に関する事項について、その記載すべき内容の検討を図り、引き続き安全対策を徹底されたい。

また、工事現場は広く市民の憩いの場となる都市公園内であり、今後も工事の施工に当たっては、公園を利用する市民の安全にも十分に配慮されたい。

(3) 技術職員の人材育成について

近年、経験豊富な技術職員の大量退職と、それに伴う若手職員の増加が続いていることなどにより、技術力の維持、継承が課題となっている。技術職員に

必要とされる専門的知識や技術力は、経験により蓄積されるものである。職員の年齢構成の変化に影響を受けることのないよう、経験豊富な職員が有する専門的知識や技術力を継承することなどにより、技術職員の人材育成と技術力向上に取り組まれない。